

とわだエンディングノート～わたしの参考書～ を活用してみませんか

申問 中央病院（地域医療連携部） ☎0176-23-5121

「とわだエンディングノート～わたしの参考書～」を活用することで、事故や病気で意識をなくしたり、自分の思いを伝えられなくなったりした場合でも、「どのような医療を望んでいるのか」「どのような生活を送りたいか」など、ご自身の意思を周りの人に伝えることができます。

～わたしの参考書～の使い方

- ＊自分のことについて、書けるところから少しずつ書き始めましょう。全ての項目に記入する必要はありません。
- ＊時間が経過すれば気持ちも変わるので、何度書き直しても構いません。
- ＊記入を終えたら家族など大事な人にノートのことを伝えましょう。

配布場所

- ＊中央病院 1階 医療介護連携相談支援センター
- ＊市役所 高齢介護課窓口

中央病院ホームページからもダウンロードできます ▶



第2回十和田市民あんしん生活活用講座

「とわだエンディングノート～わたしの参考書～」書き方講座

とき 7月19日(金) 午後6時30分～7時30分

ところ 中央病院 1階 エントランスホール

講師 中央病院医療介護連携相談支援センター 山本 藍さん

申込期限 7月16日(火)

申し込み方法 電話または応募フォームから申し込みください。 ▲応募フォーム



※団体向けに出張出前講座も行っていきます。詳しくはお問い合わせください。

あなたの街の

法律相談

～第74回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「亡父の借金が見つかった」についてです。

問 まちづくり支援課 ☎0176-51-6777

Q 父が亡くなった後、金融業者から請求書が届き、借金をしていたことが判明しました。

A まだ相続の手続きをしておらず、特に遺産がないなら、相続放棄をお勧めします。この事例で相続放棄を行う場合、借金の存在を知ってから3カ月以内に、家庭裁判所へ申述書を提出する必要があります。この期間を過ぎると相続放棄は認められなくなるので、早急に対応しましょう。

Q 亡父名義の家に住んでいます。借金だけ相続放棄できますか。

A 相続放棄は、故人の財産も負債も一切を受け継がない手続きです。借金だけを相続放棄することはできません。もし家に住み続けたいのであれば、借金も含めて相続し、支払っていくしかありません。

Q 既に預金の相続手続きを行い、受け取ってしまいました。

A 遺産の一部を処分すると相続を認めたものとみなされ、後から相続放棄をすることができなくなります。何が「処分」となるかはケースバイケースですが、相続を届け出て預金を受け取る行為や不動産の名義変更は「処分」に当たります。

Q 届いた請求書を見ると、かなり昔の借金ようです。

A 5年以上前の借金であれば、消滅時効を主張することで解決でき

る可能性があります。時効が完成（成立）している場合、債権者に対して「消滅時効を援用します」との文書を送付すれば、借金を返済する義務がなくなります。

Q 業者に連絡を取ったところ、「1,000円だけでいいから払って」と言われました。

A 時効が完成している場合、絶対に支払ってはけません。実際に支払ったり、「待って欲しい」と述べるなど支払い義務を認めるような行動を取ると、時効がリセットされ、消滅時効を援用できなくなります。多くの場合、それが業者の狙いです。きっぱりと断り、消滅時効援用の文書を送付しましょう。

(文責 弁護士 十枝内 亘)
弁護士法人十枝内総合法律事務所
☎0176-21-4005